

知的財産推進計画 2006 の見直しに関する意見

社団法人 日本書籍出版協会
社団法人 日本雑誌協会

両協会では、昨年、知的財産推進計画 2006 に盛り込んでほしい項目について、意見を提出いたしました。その中で、いくつかの項目につきましては、計画の中に盛り込まれておりますが、残念ながら採り上げられなかった項目もあります。

両協会としては、昨年要望いたしました項目に加え、以下の各事項につきましては是非とも 2007 年の計画策定にあたりご検討いただきますようお願いいたします。

1. 文字・活字コンテンツの振興の必要性

2007 年の計画策定の骨子となると思われる「世界最先端のコンテンツ大国の実現を目指して」では、「世界から高い評価を得ている我が国のコンテンツ」の例として、アニメやゲームソフトが掲げられていますが、世界で高い評価を受けているコンテンツはそれにとどまらず、書籍・雑誌・新聞等の出版物によって流通する文字・活字コンテンツも同様に非常に高い評価を受け、ビジネスとしても成功を収めています。

一例として、2007 年 3 月 27 日の朝鮮日報社説では、日本の文学作品が韓国最大の書店である教保文庫の最近一週間の売上げ上位 10 位のうち、6 点が日本の小説であると報じています。また、このような文学作品からテレビドラマや映画が作られ、例えば韓国で最近作られたドラマ『白い巨塔』は、大きな反響を呼んでいます。

また、イギリスでも、桐野夏生の『グロテスク』や、村上春樹の短編集が話題を集めていると聞いております。このように、日本の文学作品は世界市場の中で、今後さらに重要な地位を築いていくものになっていく可能性を持っています。

このような著作物を最初に世に送り出す出版物があってこそ、コンテンツの利用が促進されていくといえます。つまり、世界最先端のコンテンツ大国の実現を目指すのならば、その前提として、世界最先端の文字・活字コンテンツを持つことが不可欠であり、この文字・活字コンテンツに対する十分な保護とその活用を図れる環境がなければ、コンテンツ産業全体の発展を期することはできません。

そのためには、活字から映像、音楽まですべてのコンテンツを含んだ“ All Japan ”の総合的なコンテンツ産業の海外展開を図ることも必要ではないかと存じます。今秋から、コンテンツ産業が一同に会する「JAPAN 国際コンテンツフェスティバル」が開催されるとの事ですが、このような機会を、さらに海外の国際ブックフェア等の場でも展開していけるよう、あらゆるコンテンツ産業が協力して相乗効果を高めていくことが必要であると考えます。

2005 年 7 月に施行された文字・活字文化振興法およびこれに伴って活字文化議員連盟が公表した「施策の展開」では、文字・活字文化振興に関して、出版活動への支援として、以下のような措置の必要性について提言しています。

- 文字・活字にかかわる著作物再販制度の維持
- 学術的価値を有する著作物の振興・普及
- 著作者及び出版者の権利保護の充実
- 翻訳機会の少ない国々の著作物の翻訳、日本語著作物の翻訳の振興・支援、それに必要な翻訳者の養成
- 世界各地で開催されるブックフェア等国際文化交流の支援

上記の項目については、コンテンツの創造・保護・活用についての我が国の基本原則を定める「知的財産推進計画」においても、最大限の考慮が払われるべきものであると考えます。

2. 権利保護の強化

コンテンツ産業の成長・発展のためには、著作物の保護と活用のバランスがうまく取れることが不可欠

であります。利用の拡大を求めるあまり、原作者の保護が薄くなるようなことは絶対に避けなければならないことです。

日本の著作権法では、公益に資する目的等における著作権制限規定が設けられておりますが、例えば教育機関における権利制限（同法 35 条）は、欧米諸国におけるものより極めて広範な自由利用を著作権者等へのなんらの補償なしに認めており、これはベルヌ著作権条約に照らしても、認められる範囲を超えるのではないかとの意見が欧米の複写に関する著作権管理団体からも出されております。

もとより、一定の権利制限規定は、公益上の要請や、障害者等の著作物利用を可能にするために必要な場合があることは十分承知しております。しかし、あまりに広範な権利制限規定は、コンテンツの創造・流通・活用に重大な影響を及ぼすおそれがあることを十分に配慮する必要があると考えます。

また、海賊版撲滅のための官民一体となった施策の一層の展開が必要であると考えます。従来の印刷による海賊版に加え、違法に著作物をスキャンして、インターネットで配信するなど、海賊版の手口は年々巧妙になっており、世界的な規模に広がりつつあります。出版界においても、海賊版の問題では古くから悩まされており、各出版社においても様々な対抗措置の努力を重ねております。

最近、ベトナムで村上春樹、吉本ばななの作品が相次いで翻訳出版され、ブームとなっている一方で、正規版の 2 倍を超える海賊版が出回っているとの報道がされています（2007.3.26 産経新聞 Web）が、海外での翻訳出版の成功と海賊版の出現は、残念ながら切っても切れない関係があります。現在では、ほとんどの国が著作権制度を整え著作権条約に加盟していますが、特に途上国においては、実際のエンフォースメントにおいてまだまだ多くの問題を抱えております。

今後、日本政府としてこれらの国々における知的財産制度のエンフォースメントが確実になされるような政府間の協力体制をより一層強化していただくようお願いいたします。

3. プロデューサー機能の強化によるコンテンツの振興

計画 2006 および「世界最先端のコンテンツ大国の実現を目指して」において、コンテンツの創造・流通・利用に際して、プロデューサー機能の充実を図るとされていることには、全面的に賛成いたします。著作物を優れたコンテンツに磨き上げ、市場において評価される「商品」としてその著作物を国内・海外を問わず広範な流通を実現するために、このような制作・流通・広告・宣伝等を担う者の存在がコンテンツ振興には不可欠であります。

活字コンテンツにおいて、このプロデューサー機能を果たしているのは、まさに出版者であります。現行著作権法では、出版者には固有の権利が認められていません。これは出版者と同様に、著作物の発行と流通を担うレコード製作者、放送局が著作隣接権者としての保護を享受していることと比較しても大きな問題であると存じます。

活字コンテンツの保護と利用を促進するという観点から、「出版者の権利」創設の議論が改めて行われることを要望いたします。

放送と通信の融合等、デジタル化・ネットワーク化時代ではメディア間の相乗効果を高めていくことがさらに需要になります。このようなメディアの多様化については、出版業界も避けては通れない情勢の渦中にあります。新しい時代に対応した法制度の検討には、著作権をはじめとする知的財産権上の課題も山積です。そのような制度の見直し論議の場に、出版界からも有為な人材を委員として派遣し、“All Japan”のコンテンツ産業の発展のために協力していきたいと存じますので、関係の委員選考に際しては、特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

以上

連絡先

日本書籍出版協会（調査部：樋口、川又）Tel. 03-3268-1303 Fax 03-3268-1196

日本雑誌協会（高橋）Tel. 03-3291-0775 Fax 03-3293-6239